

【二次募集用】

令和6年度 高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金

募集要領

1 事業の概要

本市の家庭部門における温室効果ガス排出量の削減を図るため、高知県の「高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金」を活用し、住宅で発電した電力の自家消費率の向上を目的とした「住宅用蓄電池設備」又は「V2H充放電設備」を導入する家庭を支援するものです。

2 補助対象事業

既に太陽光発電設備を設置し発電を行っている住宅に対して、「住宅用蓄電池設備」又は「V2H充放電設備」のいずれか一方を設置する事業とします。

なお、補助金の交付決定後に補助対象事業に着手（契約・発注）し、同一年度の2月末日までに事業完了及び実績報告書の提出を行ってください。

※ご注意ください。

- ここでいう「住宅」とは、「自己の居住の用に供する戸建ての家屋（専用住宅）」のことであり「店舗・事務所等を併用する戸建ての家屋であってその一部を自己の居住の用に供するもの（併用住宅）」は対象となりません。
- 1つの太陽光発電設備に接続する補助対象設備について、同一年度内に本補助金の交付決定を受けられるのは、「住宅用蓄電池」又は「V2H充放電設備」のいずれか一方とし、かつ、1回に限ります。
- 補助金の交付決定日より前に、設置工事に着手（契約・発注）した場合、補助対象となりません。

3 補助対象者

以下(1)～(4)の要件を全て満たす者とします。

- 県税、市税及びその他の徴収金を滞納していない者であること。
- 住宅が所在する土地に住所を有し、当該住所が住民基本台帳に記録されている者であること。
- 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 補助が適当でないと市長が認める者でないこと。

4 補助対象設備

下表に掲げる設備及び要件を満たすものとします。

補助対象設備	設備の要件
住宅用蓄電池設備	<ul style="list-style-type: none">商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。リース設備でないこと。
V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none">定置用であること。（ポータブルは補助金の対象となりません。）市内の事業者（※1）から調達すること。

※1　・ここでいう「市内の事業者」とは、「（契約書に記載する）契約の相手」又は「（請書に記載する）請負者」が「高知市内の本社若しくは本店又は支店若しくは営業所等の代表者」である事業者を指します。

5 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとします。

- (1) 補助対象設備の購入費用
- (2) 補助対象設備の設置に係る工事費用

※消費税及び地方消費税は補助対象となりません。

※内訳（見積）書には、購入費用及び工事費用を分けて記載してください。

6 補助率及び補助金上限額

補助率及び補助上限額は、下表に掲げるものとします。

補助対象設備	補助率及び補助金額
住宅用蓄電池設備	蓄電池設備の設備容量（小数点第3位以下を切り捨てた数）のkWh×4万円以内 ※千円未満は切り捨て ※上限額は40万円
V2H充放電設備	以下のいずれか少ない方とする。 ※千円未満は切り捨て ※上限額は30万円 【補助率①】 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備導入に 係る補助金（令和4年度補正及び令和5年度クリーンエネルギー自動車の 普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金）における銘柄 ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額 ※一般社団法人次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備導入に 係る補助金（令和5年度補正及び令和6年度クリーンエネルギー自動車の 普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金）から新た に補助対象となったV2H充放電設備についての補助金額は、当該補助 金における銘柄ごとの補助金交付上限額（補助率2分の1）に0.4を乗 じた金額 【補助率②】 V2H充放電設備の購入費用（消費税及び地方消費税を除く。）に0.2 を乗じた金額

補助金額の計算例（参考）

(1) 住宅用蓄電池設備

例①：住宅用蓄電池設備の設備容量が「6.80kWh」の場合

$$4\text{万円} \times 6.80\text{kWh} = 27.2\text{万円}$$

例②：住宅用蓄電池設備の設備容量が「11.50kWh」の場合

$$4\text{万円} \times 11.50\text{kWh} = 46\text{万円} \rightarrow 40\text{万円} \text{（上限額）}$$

(2) V2H充放電設備

例①：次世代自動車振興センターの補助金交付上限額が55万円、購入費用が150万円の場合

$$\text{【補助率①】 } 55\text{万円} \times 0.4 = 22\text{万円} \quad \text{【補助率①】を採用}$$

$$\text{【補助率②】 } 150\text{万円} \times 0.2 = 30\text{万円}$$

例②：次世代自動車振興センターの補助金交付上限額が75万円、購入費用が120万円の場合

$$\text{【補助率①】 } 75\text{万円} \times 0.4 = 30\text{万円}$$

$$\text{【補助率②】 } 120\text{万円} \times 0.2 = 24\text{万円} \quad \text{【補助率②】を採用}$$

例③：次世代自動車振興センターの補助金交付上限額が75万円、購入費用が200万円の場合

$$\text{【補助率①】 } 75\text{万円} \times 0.4 = 30\text{万円} \quad \text{【補助率①】を採用}$$

$$\text{【補助率②】 } 200\text{万円} \times 0.2 = 40\text{万円}$$

7 申請受付について

【受付期間】令和6年7月29日（月）から令和6年9月6日（金）まで（土日祝日を除く。）

【受付時間】平日8:30から12:00まで、13:00から17:15まで

【提出先】高知市役所本庁舎5階 窓口番号514 新エネルギー・環境政策課

（提出いただく際に窓口で書類の確認をするため、郵送による受付は行わず、提出方法は窓口受付のみとさせていただきます。）

8 交付決定について

① 受付期間内に申請額合計が予算額に達しない場合

受理した申請について、その内容を審査し、交付決定事務を行います。

なお、交付決定事務後、当該年度の予算残額に応じてその範囲内において、追加募集を行う場合があります。詳細については、高知市新エネルギー・環境政策課ホームページに掲載します。

② 受付期間内に申請額合計が予算額を上回った場合

抽選（※1）により交付決定事務処理の順番を決定（先着順による交付決定ではありません。）します。その順番で交付決定事務を行い、予算が不足した時点で補助金交付は終了します。

抽選会（※2）の開催日時等については、下記のとおりです。

■ 抽選会の開催日時等

【日時】受付期間終了後、高知市新エネルギー・環境政策課ホームページにてお知らせします。

【会場】高知市役所 本庁舎5階526環境部会議室（予定）（日時と併せてお知らせします。）

【結果】抽選の結果は、高知市新エネルギー・環境政策課ホームページに掲載します。補助金の交付決定・交付却下については、抽選により決定した順番で順次通知書（補助金交付決定通知書又は補助金交付却下通知書）を発送します。全ての申請者への通知発送完了には抽選日から約1か月を要する見込みです（※3）。

※1　・補助金の要件等をご理解いただき、設備導入について十分ご検討の上、申請書類一式をご提出ください。

※2　・来場の有無は抽選結果に関係ありません。

※3　・申請者多数の場合、全ての申請者への通知発送完了に1か月以上かかる場合があります。
・交付を受けるためには、交付決定通知後に設置工事への着手（契約・発注）することが条件となりますので、ご注意ください。

9 申請の流れ（フロー図）



- ※1
 - 「実績報告書の提出」については、補助事業の事業完了日から起算して「30日を経過する日」又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに、関係書類添えて行ってください。事業完了日とは、実績報告に必要な書類すべてがそろう日とします。
 - 事業完了日が、補助金交付申請書に記載した「事業完了予定年月日」を超える可能性が生じた場合は、速やかに報告してください。
- ※2
 - 現地調査を行う場合があります。

10 補助金申請時に提出する書類

(補助対象事業の着手（契約・発注）前に申請してください。)

以下の書類を提出してください。

- 補助金交付申請書【様式第1号】
- 設備設置概要書【別紙1】
- 補助対象設備の設置に係る見積書（高知市内の事業者のもの）の写し
- 住宅の場所を示す位置図（住宅地図等）
- 補助対象設備を設置する場所を示す図面
- 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し
- 県税（全税目）に係る納税証明書（令和6年7月1日以降に発行したもの）
- 市税に係る納税証明書（官公庁提出用）（高知市資産税課税務証明係（本庁舎2階）で令和6年7月1日以降に発行したもの）
- 申請者の住民票（令和6年7月1日以降に発行し、マイナンバーの記載がないもの）※コピーしたもののは不可
- 既に太陽光発電設備を設置し発電していることが分かる書類（毎月の余剰電力量や売電料金が分かるもの又は電力会社との売電契約書の写し等）
- 当該年度の固定資産税納税通知書・課税明細書の写し又は当該年度の土地・家屋課税台帳兼名寄帳（専用住宅であることを確認します。）
- 誓約書兼同意書 ※本補助金は「高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金」を活用して実施するため、提出が必要です。
- その他市長が必要と認める書類（必要に応じ本市から提出を依頼します。）

11 実績報告時に提出する書類

以下の書類を提出してください。

なお、提出期日については、事業完了日から起算して30日を経過する日又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までとします。

※事業完了日とは、実績報告に必要な書類すべてがそろう日とします。

- 実績報告書【様式第4号】
- 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し
- 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し
- 施工前及び施工後のカラー写真（施工後のカラー写真については、①住宅用蓄電池設備又はV2H充放電設備の本体が確認できるもの、②住宅用蓄電池設備又はV2H充放電設備に貼付されている銘板が確認できるもの、③住宅用蓄電池設備又はV2H充放電設備を含む建物全体が確認できるもの）
- その他市長が必要と認める書類（必要に応じ本市から提出を依頼します。）

12 その他

本補助金は「高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金」を活用して実施するため、補助金交付に係る書類一式について、本市から高知県へ提供します。予めご了承ください。

13 申請先・問い合わせ先

高知市環境部 新エネルギー・環境政策課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎5階（窓口番号514）

T E L : 088-823-9209 F A X : 088-823-9553

ホームページ：<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/>